

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

2022年8月号 (vol.5)

**経済安全保障推進法アップデート vol.1
—基本方針案と2つの指針案の公表を中心に—**

- I. はじめに
- II. 経済安全保障推進法の概要と成立後の動き
- III. 基本方針案と2つの指針案の概要
- IV. 経済安全保障法制に関する有識者会議の動向
- V. 今後のスケジュール

森・濱田松本法律事務所
弁護士 宮岡 邦生
TEL. 03 6266 8738
kunio.miyaoka@mhm-global.com
弁護士 蔦 大輔
TEL. 03 6266 8769
daisuke.tsuta@mhm-global.com
弁護士 伊奈 拓哉
TEL. 03 5293 4899
takuya.ina@mhm-global.com
弁護士 新井 雄也
TEL. 03 5220 1880
yuya.arai@mhm-global.com

I. はじめに

2022年5月11日、第208回通常国会において、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号、以下「経済安全保障推進法」といいます。）が成立し、同月18日に公布されました¹。今般、同年7月27日付で、同法に基づき、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」といいます。）等の案が公表され、パブリックコメントが開始されています²。

本ニュースレターでは、今回公表された基本方針等の案の概要を含め、経済安全保障推進法に関する直近のアップデートをお届けします。

II. 経済安全保障推進法の概要と成立後の動き

経済安全保障推進法は、①重要物質の安定的な供給の確保に関する制度（第2章）、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（第3章）³、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第4章）、④特許出願の非公開に関する制度（第5章）という4つの施策で構成されています。

¹ 経済安全保障推進法の概要及び日本企業に与える影響については、INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN 2022年3月号「経済安全保障推進法案のポイントと日本企業への影響」もご参照ください。
<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064236/20220329-035354.pdf>

² <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095220670&ode=0>

³ 経済安全保障推進法のうち、基幹インフラの安全性・信頼性確保のための措置とサイバーセキュリティの関係については、データ・セキュリティ/CRISIS MANAGEMENT / INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN 2022年3月3日「経済安全保障とサイバーセキュリティ」もご参照ください。
https://www.mhmjapan.com/content/files/00064044/data_cm_itl_0303.pdf

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

経済安全保障推進法は、多くの事項を方針・指針や政省令に委任していますが、同法に基づき政府が定めることとなっている法律全体の基本方針及び 4 つの施策に関する基本指針は、以下のような構成になっています。

対象	方針・指針の名称	根拠条文
法律全体	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（基本方針）	法 2 条
① 重要物質の安定的な供給の確保	安定供給確保基本指針	法 6 条
② 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保	特定社会基盤役務基本指針	法 49 条
③ 先端的な重要技術の開発支援	特定重要技術研究開発基本指針	法 60 条
④ 特許出願の非公開	特許出願非公開基本指針	法 65 条

経済安全保障推進法の 4 つの施策のうち上記①、③は促進的な性格（“アメ”）を、上記②、④は規制的な性格（“ムチ”）を有しますが⁴、同法は、まず前者から施行されることとされており⁵、2022 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（以下「骨太方針 2022」といいます。）でも、上記①、③については「先行して可能な限り早期に実施」する旨が示されています（同 22 ページ）。

上記のような法律の施行スケジュールに合わせて、今般、まず法律全体についての基本方針と、施行時期が早く、政府系金融機関や基金を通じた経済的支援等が盛り込まれた促進的な性格（“アメ”）が強い①と③の施策に関する基本指針（上記の表のうち水色塗りつぶし箇所）の案が公表されたものです。2022 年 7 月 27 日から同年 8 月 25 日までパブリックコメントを募集中です。

また、上の動きと並行して、政府は、4 つの施策それぞれに関する基本指針の取りまとめや同法の施行に必要な事項について議論するために、2022 年 7 月 25 日に「経済安全保障法制に関する有識者会議」（令和 4 年度～）を開催しました⁶。

以下、Ⅲ. において、パブリックコメントの対象となっている基本方針案と 2 つの基本指針案の概要を説明し、Ⅳ. で有識者会議での議論状況を紹介し、Ⅴ. で今後のスケジュールを簡単に説明します。

⁴ 前記脚注 1 「経済安全保障推進法案のポイントと日本企業への影響」5～6 ページもご参照ください。

⁵ 具体的には、①、③については公布後 9 か月以内に施行、②については 1 年 6 か月から 1 年 9 か月以内に施行、④については 2 年以内に施行することとされています。

⁶ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

Ⅲ. 基本方針案と2つの指針案の概要

1. 基本方針案（法2条）

経済安全保障推進法2条に基づく基本方針は、同法の4つの施策をはじめとする経済安全保障に関する種々の施策を総合的かつ効果的に推進するために定められるものです。4つの施策が中心ではありますが、これら以外の経済安全保障に関する施策にも言及されています。

まず、基本方針案においては、経済安全保障施策の実施にあたって事業者の自由な経済活動を過度に制約しないよう配慮する必要があるとされています（第1章第2節）。

次に、4つの施策に関する個別の基本指針又は下位法令（支援・規制の対象等の基本的事項を定めるもの）を制定するにあたっての留意事項として、パブリックコメント制度の活用や有識者会議の意見を聞くことが挙げられています。特に、基幹インフラの安全性・信頼性確保に関する制度（上記②）における特定社会基盤事業者の指定基準、特定重要設備、重要維持管理等や、安全保障上機微な発明に関する特許の非公開制度（上記④）における保全審査の対象範囲については⁷、事業者や特許出願人の負担に鑑み、安全保障を確保するために真に必要な範囲に限定する等、事業者等の経済活動の自由を不当に阻害することのないようにするとされています（第2章第3節）。

そして、4つの施策以外の経済安全保障施策の実施にあたっては、この基本方針案に即して、自律性の確保（国民生活及び経済活動の基盤を強靱化すること等により、他国・地域に過度に依存しない、我が国の経済構造の自律性を確保すること）、優位性ひいては不可欠性の獲得・維持・強化（先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の活用を図ること等で、他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性を獲得・維持・強化すること）、及び国際秩序の維持・強化（普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・強化すること）の実現に向け、4つの施策との連携も考慮しながら、総合的かつ効果的に、必要な取組を推進していくこととされています（第3章第2節）。具体例として挙げられているものは以下のとおりです。

自律性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基幹産業が直面するリスクの総点検・評価の継続的な実施 ➤ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）（重要土地等調査法）に基づく取組 ➤ 重要インフラを含む民間部門のサイバーセキュリティリスクへの対応
優位性ひいては不可欠性の獲得・維持・強	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究開発の戦略的推進と技術育成 ➤ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく輸出管理及び対内直接投資等

⁷ 基幹インフラ、非公開特許に関する制度概要及びこれらの制度に出てくる基本的な概念等の概要は、前記脚注1「経済安全保障推進法案のポイントと日本企業への影響」もご参照ください。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究インテグリティの強化 ➤ 留学生等の受入審査等を通じて、機微な技術情報等の流出を防止するための取組
国際秩序の維持・強化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ グローバルなサプライチェーンの脆弱性や国家・地域間の相互依存リスクの顕在化や、国家・国民の主権・利益を害する経済的威圧等の新たな課題への対処 ➤ 国際機関におけるイニシアティブの発揮 ➤ 通商・データ・技術標準等の公正な国際ルールの維持・強化・構築

2. 安定供給確保基本指針案（法 6 条）

経済安全保障推進法に基づく重要物質の安定的な供給の確保（サプライチェーン強靱化）に関する制度は、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響のある「特定重要物資」を指定し、民間事業者による計画の認定を通じた支援措置等により、特定重要物資の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。

以下、安定供給確保基本指針案のポイントについて概説します。

(1) 基本的な考え方

基本的な考え方として、民間事業者等による創意工夫を生かす形で、サプライチェーンの強靱化を後押ししていくことが重要とされています。また、特定重要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣（物資所管大臣）が他の大臣・行政機関と連携しつつ、施策の実施状況についての適切な情報提供等を図ることを通じ、サプライチェーンに係る情報の収集に関して民間事業者等からの必要な協力が得られるよう、十分配慮するものとされています（第 1 章）。

(2) 助成金による支援、金融支援、市場環境の整備等

本制度は、助成金による支援⁸、金融支援⁹、市場環境の整備¹⁰等を通じて、特定重要物資等について、民間事業者による供給網（サプライチェーン）の強靱化や代替物資の開発その他外部への依存を低減するための取組を促進し、安定供給確保を図ろうとするものです（第 2 章第 1 節）。

安定供給確保基本指針案では、政令で指定された個別の特定重要物資ごとに、物資の特性を踏まえて、取組の基本的な方向、主務大臣が実施する施策、支援対象となる取組の内容等について主務大臣が策定・公表する、安定供給確保取組方針（法 8 条）における基準・方向性が示されています（詳細については第 4 章もご参照ください）。

⁸ 所管大臣により指定された一般社団法人（安定供給確保支援法人）等が、所管大臣による認定を受けた事業者（認定供給確保事業者）に対して、助成金を交付する等の支援を行うこととされています（法 31 条）。詳細については安定供給確保基本指針案 6 章もご参照ください。

⁹ 認定供給確保事業者に対しては、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、ツーステップローン等の資金調達円滑化に関する仕組みが設けられています（法 13 条から 28 条まで）。詳細については安定供給確保基本指針案 5 章もご参照ください。

¹⁰ 公正取引委員会との連携（法 29 条）を通じた企業の連携等の円滑化を図ること等が挙げられます。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

また、民間事業者等による取組に対する支援のみではサプライチェーンの確保が難しい場合には、物資所管大臣が特定重要物資の備蓄等の特別な対策（法 44 条）を検討する旨が示されています（詳細については第 7 章もご参照ください）。

(3) サプライチェーン調査

物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣は、その所管する事業を行う者に対し、事業の状況（仕入先や在庫等）に関する報告又は資料の提出を求めることができます（法 48 条）。ここには特定重要物資以外の物資に関するものも含まれるため、かなり広範な事業者が対象となり得ますが、過度な義務負担とならないよう、この報告・資料提出の求めへの対応は努力義務とされています（同条 3 項）。

調査の実施に際しては、公的統計、業界団体による調査・統計の活用や、調査対象となる物資に関する事業者団体へのヒアリング・事前説明等が想定されていますので（第 2 章第 2 節）、各事業者としては、所属等している事業者団体の動向も注視することが望まれます。

調査の結果、安定供給確保に向けた取組に対する支援の必要性が認められるときは、特定重要物資の指定を含めた措置の必要性を検討するものとしてされています。

(4) 特定重要物資の指定に関する要件等

特定重要物資は政令で指定されることになっていますが（法 7 条）、その際には、次の 4 つの要件を全て満たしたものに限り、指定を行うこととされています（第 3 章第 1 節）。

- ① 国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資であること（重要性）
- ② 外部に過度に依存し、又は依存するおそれがあること（外部依存性）
- ③ 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する必要があること（外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性）
- ④ 安定供給確保を図ることが特に必要と認められること（本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性）

安定供給確保基本指針案では、このうち、④の「特に必要と認められる」の考え方として、他制度に基づく措置による安定供給確保の可能性があれば必要性が小さいと判断され得ることや、逆に、近年供給途絶等が発生した実績の有無又はそのリスクが高まる傾向がある場合や、将来にわたっての重要性や成長性が見込まれる等の戦略的な重要性があれば、早急な措置が必要であり必要性が認められ得ることが示されています（第 3 章第 5 節）。

同指針案においては、具体的に何が「特定重要物資」として指定されるかの実例は示されていません。もっとも、骨太方針 2022 では、「半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等」が具体例として挙げられています（同 22 ページ）。ま

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

た、この「物資」は、有体物のみならず無体物であるプログラムも含むとされており（法7条）、法案審議における答弁においては、クラウドサービスに関するプログラムが含まれる可能性が示唆されています¹¹。後述する有識者会議の資料にも、対象物資として「半導体、蓄電池、医薬品、パラジウム、クラウド、肥料、船舶関係等」との記載が見られます¹²。

3. 特定重要技術研究開発基本指針案（法60条）

経済安全保障推進法に基づく先端的な重要技術の開発支援に関する制度は、先端的な重要技術を「特定重要技術」と定義し、その研究開発の促進と成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務のシンクタンクへの委託等を行うものです。

特定重要技術とは、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的技術であって、次の①～③のいずれかに該当する場合に、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものと定義されています（法61条）。

- ① 当該技術が外部に不当に利用された場合
- ② 当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合
- ③ 当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合

特定重要技術研究開発基本指針案によれば、特定重要技術を絞り込むにあたっては、調査研究を実施することとされており、その際、以下の20分野の技術領域¹³を参照するものとされています（第1章第3節）。その他、同指針案においては、協議会の組織（第2章）、指定基金の指定（第3章）、調査研究の実施（第4章）に関する基本事項等も挙げられています。

バイオ技術	医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む。）	人工知能・機械学習技術	先端コンピューティング技術	マイクロプロセッサ・半導体技術
データ科学・分析・蓄積・運用技術	先端エンジニアリング・製造技術	ロボット工学	量子情報科学	先端監視・測位・センサー技術
脳コンピュータ・インターフェース技術	先端エネルギー・蓄エネルギー技術	高度情報通信・ネットワーク技術	サイバーセキュリティ技術	宇宙関連技術
海洋関連技術	輸送技術	極超音速	化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）	先端材料科学

¹¹ 第208回国会参議院内閣委員会小林大臣発言「国産クラウドを例えば含めてデジタル産業の事業基盤を国内に確保することは極めて重要であると考えておりまして、この例えば法案との関係で申し上げますと、サプライチェーンの強靱化のところで特定重要物資とあるんですけども、この物資というのは、有体物だけではなくて無体物であるプログラムを含むというふうの規定させていただいております。」
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120814889X01120220419¤t=5>

¹² 後掲脚注16「資料3」3ページ

¹³ 令和3・4年度内閣府委託事業「安全・安心に関するシンクタンク機能の構築」における広範囲調査の対象領域。

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

IV. 経済安全保障法制に関する有識者会議の動向

経済安全保障推進法が定める4つの施策は、もともと、政府が、2021年11月の経済安全保障推進会議において、多岐にわたる経済安全保障上の主要課題のうち法制上の手当を講ずることによりまず取り組むべき4つの分野として提示したものです。その後、内閣官房に設置された「経済安全保障法制に関する有識者会議」（令和3年度）において具体的な内容等が議論され、2022年2月1日に、同会議から「経済安全保障法制に関する提言」¹⁴が公表されたことを踏まえて、国会に法案が提出された経緯があります。この有識者会議は、法案が提出されたことで一旦役割を終えましたが、今般、経済安全保障推進法に基づく方針、指針や下位法令の策定に関して議論を行うこと等を目的として、「経済安全保障法制に関する有識者会議」（令和4年度～）が再度設置され、2022年7月25日に第1回会議が開催されました。

第1回会議では、上述した基本方針等の案やその説明資料¹⁵のほか、経済安全保障推進法の法案審議の状況や今後の課題等をまとめた資料¹⁶が提出され、これに基づいて討議が行われています。当該資料では、例えば、以下の点に関する国会における議論の状況等が紹介されています。

まず、「経済安全保障」とは何かという点です。経済安全保障推進法では、そもそも法律の正式名称にも法文にも「経済安全保障」という単語は用いられておらず、定義も置かれていません。資料においては、経済安全保障とは、端的に言えば国益を経済面から確保することといえるが、主要国においても確立した定義があるわけではなく、法案においては喫緊の課題として4つの施策をピックアップして規定しているにすぎず、経済安全保障に関する施策はこれらに限られないため、経済安全保障推進法において定義する必要はないと説明されています。

次に、経済安全保障の確保と自由な経済活動との両立という点です。経済安全保障推進法に基づく法規制により、過度に経済活動が委縮しないよう、基本方針、基本指針、政省令への委任によって、行政の機動性を確保すること、また、こうした下位法令の制定にあたっては、有識者や事業者からの意見の聴取、パブリック・コメントの活用が重要であることが示唆されています（この点は上記の基本方針案にも反映されています）。

さらに、今後の課題としては、(i) 国家安全保障戦略における経済安全保障の位置付け、(ii) 2022年8月1日に内閣府に設置された経済安全保障推進室等を含めた経済安全保障の推進に向けた体制整備、(iii) わが国の基幹産業が直面するリスクの総点検・評価の継続的な実施、(iv) セキュリティ・クリアランス、(v) サイバーセキュリティに関するリスクへの対応が挙げられています。

(iv) のセキュリティ・クリアランスについては、今後検討を行っていくべき課題の一つであるとする一方、制度に対する国民の理解の醸成や、海外における具体的事例の検証等を踏まえる必要があるとしています。骨太方針2022においては、セキュリティ・

¹⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai4/teigen.pdf

¹⁵ 資料4 (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r4_dai1/siryou4.pdf)

¹⁶ 資料3 (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r4_dai1/siryou3.pdf)

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

クリアランスという単語は用いられていないものの、「重要情報を取り扱う者への資格付与について制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める」とされています（23 ページ）。

また、(v) に関連して、4 つの施策の一つである基幹インフラの安全性・信頼性確保は、サイバー攻撃に限らず、広く妨害行為の防止を図るものであるが、サプライチェーンを通じて影響が生じた昨今の事案も踏まえ、引き続きサイバーセキュリティの確保に努めていくとされています。骨太方針 2022 においては、「国際情勢の変化等を踏まえたサイバーセキュリティの確保に向けた官民連携や分析能力の強化について、技術開発の推進や制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める」とされています（23 ページ）。

今回の有識者会議は、法律全体の基本方針案及び 2 つの基本指針案（上記Ⅲ.）についてのパブリックコメント（2022 年 8 月 25 日まで）の終了後に開催することが予定されています。また、昨年度の有識者会議と同様に、今後、必要に応じて、本会議とは別に、経済安全保障推進法の 4 つの施策ごとに検討会合を開催することとされています。

V. 今後のスケジュール

経済安全保障推進法は、附則 1 条に施行期限に関する定めを置いており、施策によって時期が異なるものの、具体的な日付については全て政令で定めることとなっています。

2022 年 7 月 29 日に施行日政令（令和 4 年政令第 258 号）が制定され、法律の総則部分と、4 つの施策のうち、今般指針案が公表された①重要物質の安定的な供給の確保に関する制度（第 2 章）と③先端的な重要技術の開発支援に関する制度（第 4 章）が 2022 年 8 月 1 日に施行されました¹⁷。ただし、指針や政省令が定められていないため、現状、施策は実質的には動いていません。なお、もともと附則 1 条では、①、③の施策については、公布後 9 か月以内、つまり、2023 年 2 月までに施行することが規定されていましたが、（指針・下位法令はまだ制定されていないとしても）かなり前倒しで施行されたことが注目されます。

また、同日には、経済安全保障推進法に基づく制度の運用等を中心的に担う「経済安全保障推進室」が内閣府に設置されました。

その他の施策の施行時期については、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度については公布後 1 年 6 か月から 1 年 9 か月以内、④特許出願の非公開に関する制度については公布後 2 年以内とされています¹⁸。

なお、有識者会議の資料¹⁹によれば、今般公表された法律全体についての基本方針案

¹⁷ 正確には、附則 1 条本文と 1 号に係る部分、すなわち、法 1 条、2 条、附則 3 条及び 9 条から 11 条までの規定（附則 1 条 2 号）と、4 つの施策のうち②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度と④特許出願の非公開に関する制度に係る部分（附則 1 条 2 号から 5 号まで）を除いた部分（附則 1 条本文）が施行されました。

¹⁸ 附則 1 条 3 号から 5 号まで参照。ただし、基幹インフラ、非公開特許ともに、基本指針（法 49 条、65 条）については、公布後 1 年以内の施行となります（附則 1 条 2 号）。

¹⁹ 資料 4（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r4_dai1/siryou4.pdf）2 ページ

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

と2つの基本指針案については、2022年8月25日までパブリックコメントを募集し、その後、同年9月下旬頃に閣議決定される見込みとのことです。

引き続き、今後、公表が予定される他の施策に係る基本指針や政省令等の下位規範についての動向も見守る必要があります。

セミナー情報

- セミナー 『一步先の「ビジネスと人権」と人権デュー・ディリジェンス～理想と現実の間で、どう対応するべきか～』
開催日時 2022年8月25日(木) 13:00～16:00
講師 梅津 英明
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『アクティビスト株主対応における外為法の実務～立案担当者が教える日本企業からみた外為法のポイント～』
開催日時 2022年8月31日(水) 13:30～16:30
講師 大川 信太郎
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第4回 経済安全保障を読み解く主要11分野 ——経済制裁編」
掲載誌 ビジネス法務 2022年5月号
著者 大川 信太郎

- 書籍 『外為法に基づく投資管理—重要土地等調査法・FIRRMAも踏まえた理論と実務』(2022年3月刊)
出版社 株式会社中央経済社
著者 大川 信太郎

- 論文 「先端技術・先端物資と経済安全保障(上)」
掲載誌 NBL No.1215
著者 大川 信太郎

- 論文 「先端技術・先端物資と経済安全保障(下)」
掲載誌 NBL No.1216
著者 大川 信太郎

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第 5 回 経済安全保障推進案
(上) 経済安全保障を読み解く主要 11 分野 ——サプライチェーン
強化、基幹インフラの機能維持」

掲載誌 ビジネス法務 2022 年 6 月号

著者 大川 信太郎
- 論文 「視点 国際紛争下で問われる ESG」

掲載誌 資料版商事法務 No.457

著者 梅津 英明
- 論文 「Getting the Deal Through - Trade & Customs 2023 - Japan Chapter」

掲載誌 Getting the Deal Through - Trade & Customs 2023

著者 宮岡 邦生、井村 俊介、木内 遼、徐 由
- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第 6 回 経済安全保障推進案
(下) 経済安全保障を読み解く主要 11 分野—技術基盤強化、非公
開特許」

掲載誌 ビジネス法務 2022 年 7 月号

著者 大川 信太郎
- 論文 「企業法務最前線 経済安全保障推進法の概要と議論のポイント」

掲載誌 月刊監査役 No.736

著者 大川 信太郎
- 論文 「〈企業法務〉経済安全保障推進法案の概要と議論のポイント」

掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.34 No.6

著者 大川 信太郎
- 論文 「【特集／経済安全保障を巡る諸動向】〈3〉経済施策を一体的に講
ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障
推進法）の概要と企業実務への影響」

掲載誌 CISTEC ジャーナル 2022 年 5 月号

著者 大川 信太郎
- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第 7 回 経済安全保障を読み解
く主要 11 分野 — ICTS／サイバーセキュリティ編」

掲載誌 ビジネス法務 2022 年 8 月号

著者 大川 信太郎

INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

- 論文 「経済安全保障推進法の金融ビジネスへの影響」
- 掲載誌 金融 IT フォーカス 2022 年 7 月号
- 著者 梅津 英明

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com